



今年も受給権調査を実施します

龍郷町事務支援室では、龍郷町教育委員会教育長事務委任規程に基づき、毎年諸手当の受給権調査を行っています。今年度も以下の要領で行いますので、ご協力をお願いいたします。

受給権調査とは・・・

手当の認定時から現在の状況に変更がないか？ 受給資格を満たしているか？を確認するためのものです。この調査を行うことで、確実に先生方の状況を把握し、手当の返納等を防ぐことが目的です。



主な調査内容

手当種類	確認内容	主な確認書類
扶養手当	被扶養者の所得が限度額（130万円）を超えていないか？	被扶養者の所得額証明書 等
住居手当	家賃額や契約期間等に変更がないか？	家賃の領収証（通帳の写し） 等
通勤手当	通勤の実情（経路）に変更がないか？	手当確認票 等
単身赴任手当	認定時の状況（家族の状況）から変更がないか？	本人及び配偶者の住民票 等

調査方法

8月1日を基準日に、各学校の事務職員から調査の説明、調査様式の配布を行います。必要書類を各校設定の

締切日までにご提出ください。

今回提出していただく証明書類等の一部は、年末調整や共済組合の検認といった他の調査とも併用できるようにしています。また、提出書類の取得に対する負担感を軽減する為、先生方が比較的動きやすい夏季休業を調査時期に設定しています。

調査の実施方法や内容等、先生方からご意見がありましたら各校の事務職員にぜひ教えてください。今後の参考にさせていただきます。

土曜授業の振替 について

土曜授業日	振替可能期間
5/14	9/1(金)まで
6/11	9/29(金)まで
7/9	10/27(金)まで
9/10	7/18(火)～
10/8	8/21(月)～

夏季休業中の休憩時間 12:05～12:50 の場合

◎ 午前に振休を取得する場合

振休取得時間 … 8:15～12:05

勤務時間 … (12:05～12:50)～16:45(休憩含)

◎ 午後に振休を取得する場合

勤務時間 … 8:15～(12:05～12:50)～12:55(休憩含)

振休取得時間 … 12:55～16:45

※ 5・6・7月分の振休は、冬期休業期間には使用できません。

夏期休業期間“は”0.5日が取得できます！



Q1. なぜ夏期（長期）休業期間だけしか使えないの？

A1. 休憩時間を12時頃の時間帯に設定しているためです。

→ 取得できる条件の1つに、『午前と午後の勤務時間の差が45分以内である場合』0.5日が使用できるとあります。勤務時間の差が、平常時は約2時間程度、夏期休業は、差が約45分程度になります。

※ 午前、午後のどちらに0.5日取得したか後日、確認した際に分かるように時間の記入もお願いします。

Q2. 0.5日を使わず、時間休で取得してもいい？

A2. どちらで処理されても構いません。

Q3. 0.5日と時間休どっちがお得？

A3. 具体的な事例を挙げて比較してみましょう！



〈 休憩時間を 12:05 ~ で設定している学校の場合 〉

- 午前の年休時間 3h50 : 時間休 4h > 半休 0.5 (3h52m30s相当)
- 午後の年休時間 3h55 : 時間休 4h > 半休 0.5 (3h52m30s相当)

半休(0.5)の方が、約8分程お得です。ただし、年休は、原則1時間未満は切り上げ処理となるため、分単位の差は、そこまで違いはありません。

財形貯蓄について考えてみませんか？

財形貯蓄は、毎年6月初旬の10日程度の短い期間しか申込ができません。なんとな〜く事務職員がそんな話していたな・・・という記憶はありませんか？案内文書も同時期に配付するため、特に新採の先生は考える時間もなく、忙しさからそのままになっていませんか？

先生がお持ちの口座とは別口で預金を管理しているため、いつの間にか貯金がたまっていたというメリットがあります。また、家の購入資金、年金の蓄えといった用途が決まっている貯蓄にたいしては、優遇措置もあります。案内文書を振り返り、来年の申込み時期までに内容を整理し、検討してみてもいかがでしょうか？気になった先生は、詳細は在籍の事務職員へお尋ねください。

夏のお楽しみ

互助組合・共済の共催で7/21(金)~8/31(木)の期間、『海の家・山の家』割引制度が使用できます。また、夏の期間だけではありませんが、共助会に加入されている先生は、映画購入補助券が利用できます(奄美の映画館ブックス十番館も使用できます)。夏の暑い日差しを避け、空調の効いた涼しい環境で映画を楽しまれてみませんか。

龍郷町の夏の催し

秋名アラセツ行事

アラセツ行事とは、明け方に山の中腹に建てた片屋根の上で豊作を祈願し、掛け声をかけながら屋根を揺すり倒す「ショチョガマ」と、夕方に秋名湾の岩場で太鼓を打ち鳴らし唄をかけあい、海の彼方の神々へ豊作を祈願する「平瀬マンカイ」の2つの祭事を指します。国の重要無形民俗文化財にも指定されている伝統的な祭事です。

今年度は9月25日に行われる予定です。



龍郷町ふるさと祭

7月23日(日)、龍郷町ふるさと祭が開催されます。昨年まではコロナ禍で中止や規模縮小となっていましたが、今年は4年ぶりの通常開催となります。

舟こぎ競争やステージの部、花火の打ち上げも予定されています。

ぜひお越し頂き、一緒に龍郷の夏を盛り上げましょう！

